

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第1、議案第18号 平成27年度松崎町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第18号は、平成27年度松崎町国民健康保険特別会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） なければ全体的なことで。現物給付に関して、ありがとうございます、入れていただいたということで。やはり国保の方が減額される分はやっぱり一般会計からみるべきだなと思って、その辺はありがとうございます。

聞きたいのは、一般質問もしましたけれども、一部負担金の減額。それと、いま国保税でも突然に収入が少なくなったり、いろいろな災害が起こったりというときに、減額というのがありますよね。その年だけで、その次の年になれば保険税自体が下がりますので、なくなりますけれども、その年の6か月とか数か月とかという間の保険税の減免について、それは、27年度はどう考えているのか。やはりちゃんとした表を作って、減免ができるような体制を作るのか。今はただ減免ができるというだけで未だに表がないということは、要は減免ができないような体制になっているんじゃないかなと思うんですけど、そこを聞かせてください。その2点を。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、一部負担金の減額につきましては、12月定例会で関議員にいろいろご指導いただいたところです。

結論としては、いろいろなケースがあるから、その度になかで調整会議的なものを開いて調整するということになっています。県の方にこれをいろいろ聞きましたら、県が示した要綱についても中途半端というか、割とふんわりとした形で表現されていますけれども、いろいろなケースが想定できる場合は、あまり細かく表記しないでやるというのが県の見解でし

た。

ですから一部減免・・・、負担金につきましては、やはりそういう県の考え方また最高裁の考え方もありますので、その都度そういう困った方については、みんなで状況を見ながら話し合う形にしたいと思います。

災害等のやつにつきましては、素案を作っているということを前回のときもお話ししましたけれども、まだ公布はしていません。というのは、これは災害は今のところないということもあるもので・・・、災害がくる前に作るのが本当なんですけれども、そこらも一部減免、負担金の減免の規定ですとか、そういうことを考えますと、もう少し中身を精査した方がいいんじゃないかなということで、いま県の方なんかにもちょっとお手伝いというか、意見を聞きながらやっているところがございますので、もうしばらくお待ちください。

- 7番（関 唯彦君） 一部負担金についてはそのとおりだと思います。その都度違いますので、その都度・・・、県の言っていることが正しいと思いますので、その辺でやっていただければと思います。

それから、表を作っているということで、しっかりと表を作っていただきたいと思います。やはり収入が少なくなって、多く給料をもらっている人が半分くらい減ったってどうってことないんですけれども、少ない金額でちょっと下がっただけでもかなり生活にガクンときますので、その辺も含めていろいろしていただきたいと思いますのでお願いします。回答はいらないです。

- 議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

- 6番（土屋清武君） 単純なことですが、ちょっとお伺いします。

37ページで、1日ドックの場合に、今までは1万5000円の補助だったものが、今回から2万5000円という説明がありましたけれども、下の短期ドック、これは1泊2日が該当するという解釈だと思いますけれども、この場合には、そのような変更はないですか。

- 健康福祉課長（高木和彦君） 説明が悪くて、申し訳ありませんでした。

まず、ドックには1日人間ドックと短期ドックというのがあります。それで、先ほどお話しさせてもらった1日人間ドックについては、もともと1万5000円を2万5000円。

短期ドックというのは、1泊2日のドックでございます。これにつきましては、従来2万5000円だったものを3万円とさせていただきます。

- 議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

- 10番（鈴木源一郎君） この年度から被保険者の70歳以上の窓口負担を1割から2割にす

ると。これは順々に年度を引き上げていって、75歳まで2割にしていくという方向のようですが、この年度は71歳までの窓口負担を2割にするということになるのでしょうか。

それで、関連して療養給付は28ページにあるわけですが、療養給付費は、その分は保険者が楽になるわけだけど、いくらかはね。どのくらいの額が保険給付の上では楽になるわけですか。楽になるというのは軽くなるというか、説明をいただきたいと思います。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、1割負担から2割負担になる方、対象者ですけれども、平成26年4月1日以降に70歳を超えた方については2割負担になっております。

これは、この制度につきまして、私どもの方で単独というわけにはいかないものですが、国の方の法に基づいてやっていくわけですが、従来と違って、今の70歳の方はちょっと前から比べますと、いろいろな現役世代も多くなっていますし、これをしませんと、国民健康保険という制度そのものが崩壊してしまうようなことを考えると、致し方ない制度かなと考えております。

28ページの療養給付費、それについては、2番については療養給付費の方には影響していません。これは、あくまでもお医者さんの方にかかった額、そこから一部負担金を引いた分になりますので、こちらの方は変動はありません。

○10番（鈴木源一郎君） もういっぺん正確に教えてください。

今年度の分は70歳までが2割、この会計年度になると71歳までが20パーセント、来年になると72歳までが2割と順々に広がっていくと、その2割の分が75歳まで、というふうに参考書などでは見ているわけですが、そのところをもう少し詳しく説明していただいて、それで当然医者はその分が楽になるというか、2割負担を・・・患者に自己負担があるわけですから、そうすると保険給付費がその分だけ圧縮されていくわけですので、楽になっていくというようになるわけですね。

だから、それがどういう・・・どのくらい、どういうふうな影響が保険給付費に出るのかというのは、お聞きしているところですよ。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、もう一度繰り返しますけれど、26年4月1日以降、2日からの70歳になった人については、2割になると・・・段階的というよりも、その前の方というのは、だんだん、だんだん、毎年毎年年齢がいきますので、例えば、72歳、73歳になっても、それはそれで1割負担ですよ。よろしいですよ。

次からなる方については、もうみんな2割負担になるということです。

それともう一つ、2割負担の方が増えるというのと、この療養給付費にどれだけ反映するか

ということですがけれども、当然、例えば医療費が全部100万円かかって、全体で。今まで皆さんが10パーセント負担していたとして、10万円は個人が負担するわけです。それが今度は20万円になるわけですがけれども、元々その本来の20万円になるんですけれども、その内の10パーセントは国の方がそれを補てんしていたものですから、それがあつたものですから、全体のこの80万円の給付費の方には変動がないということです。

だから、70歳以上の方で2割負担になるということについては、どこが軽くなつたかという、国の方の負担が減つたということで、こちらの給付費の方には影響しません。

○10番（鈴木源一郎君）　そうしますと、この療養給付費には、この本予算には数字は出てこないのか。2割の内の1割は国が出すと・・・、どこかの国県関係の支出なり何なりが動くわけではないのか。どこかに吸収してしまうというふうになるのか。もう少し説明してみてください。

○健康福祉課長（高木和彦君）　吸収しちゃうというよりも、今まで国が70歳以上の方について1割でした。本来2割もらうんですけれども、国の方で1割を負担して、それを今度、その制度がなくなつて、70歳以上の方はもう2割負担してくださいよ、ですので、この療養給付費の方には変動がないわけです。ちょっとぼくの説明が悪いですか。

例えば、全体で100万円の医療費がかかると、それで、今までは、10万円は自分で出していましたよと、それで80万円は国民健康保険で払つて、あと10万円は国が払つていたわけです。その国の分を、国はもうそこを援助しないから、あと20万円は自分で払つてくれということですから、全体のこの国民健康保険で払う80万円の枠は変わらないものですから、変動がないということです。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○5番（高柳孝博君）　7ページの歳入歳出予算事項別明細書のところで、この中の歳入の5款、6款、療養給付費等交付金と前期高齢者交付金、これが減つているわけですが、これは、なんか対象者が減つているという説明でございました。

それと、8款の共同事業交付金については増えているんですけれど、これは1円から全部を計算しておいてからということが増えたという説明でしたが、単に交付金の方は共同事業交付金が出てきたために減つたということではなくて、単純に対象者が減るからということなのか、それとも、ある一定の対象者で算出したことに対して変動があつた場合には、共同事業交付金の方から払われるというふうを考えていいのか。その関連がどういふふうになっているか。関連がないのかどうか。

○健康福祉課長（高木和彦君）　まず、5款の療養給付費等交付金についてご説明させていただきます。これは14ページです。これはまず、完全に退職者百数十人いるわけですから、この方の療養費、病院にかかった額に対しての補助でございまして、この変動というのは、前年の実績をみると退職医療にかかっている方があまり病気をしなかったもので金額は減りました。あくまで、費用ですから、前年をベースに計算するものですから、ここは減ったということでございます。

6款の前期高齢者交付金につきましては、これは65歳から74歳の数によって国保連で算定します。ここは65歳から74歳の方が非常に多いとこの数字が変動してきますし、この辺につきましては年代の層がいろいろ変動がありますと、それによって、例えば若い世代が多いとか、65歳から74歳がこの中に非常に多いと、やっぱり医療費も非常にかかるだろうということで、それは調整する・・・、不足する額について補てんするということでの関係でございます。

一番大きかったのが、先ほどもちょっと10人の待ちがどうのこうのというお話をしましたけれども、そこが一番大きいところで歳入の共同事業交付金、これが歳出の35ページ、共同事業拠出金、これと同じ額になっています。

17ページの共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金が2813万3000円、保険財政共同安定化事業交付金が2億5789万3000円、これが35ページの共同事業拠出金の方と同じ額になっていますけれども、よろしいでしょうか。

それで、こちらの方で共同事業拠出金につきましては、今まで10万円以上のレセプトの中で全部計算をして、10万円以上の方が100人なら100人いて、合計で例えば3億円になると、それがいっぺんにポンと上がったときには、次の年にもう保険税の改正ですとか、基金を取り崩すとかをやるものですから、それはそれで1円から全部を計算しておいて、その分を、同じ額を収入の共同事業交付金と金額を合わせています。

それで変動がありますと、その分を例えば今年大きい病気に皆さんがたくさん罹ったりすると、すぐにこの収入の方に共同拠出金の方で増えた分だけきます。それだからといって全体を増やしてしまうと大変ですので、それについては出た分を、これから3年の間に均等にしていって、この国民健康保険の総額が変わっても、全体の変動を少なくするというような制度です。

繰り返しになりますけれども、先ほど高柳議員から質問があった7ページの5と6の療養給付費と前期高齢者医療交付金と8款の共同事業交付金は、直接の大きな関係はございませ

ん。

○5番（高柳孝博君） そうすると療養給付等交付金については、特に増減じゃなくて前年度見合いでそのままということですね。わかりました。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 私は本国保会計当初予算に反対いたします。

国保会計は、次の介護保険なんかもそうですけれども、非常にシステムに囲まれてしまっていて、それをもってきて国やなんかの補助金の支出金なんかも国の方で決めてくるということの制約で、町村の国保会計はふり幅がほとんどないというような状況のなかで苦勞して運営をしているわけでしょうけれども、そういう点で・・・それから予算に出ている数字等を計上していくには、それ相応の担当の努力がされて、それで、こういう結果が出てきているわけですけど、それについて私は、それに反対だということではないわけです。

ただ、国が消費税を値上げして福祉に回すんだ。社会保障に回すんだというふうに言いながら、実はこの消費税値上げの財源のわずか10パーセントか10数パーセントしか国保会計の関係に回さないというようなことで、国保そのものが非常に脆弱で非常に弱くなって、いろいろな自己負担が増えていくということで、先ほどの2割負担の拡大もあるわけですし、このあと入院の食事代なんかも値上げをしていくというのは来年度予定しているというようなことで、改悪が連続しておこっていくということで、医療の圧縮に到底いいことだというふうに言えないということから、私は本案に反対いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第18号 平成27年度松崎町国民健康保険特別会計予算に賛成をいたします。

国のことを言ってもこれは仕方がないことですし、人間ドックの補助金を手厚くしたり、

また特定健診を多くしてもらおうという住民の健康を重点に置いた予算になっています。昨年度よりもそういう住民の健康に重点を置いておりますので、この特別会計の予算案に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第18号 平成27年度松崎町国民健康保険特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時43分）

---